

事業名・場所		こども相談センターの建替え	浪速区浪速東1丁目1-16 (別紙1参照)												
担当		こども青少年局 こども相談センター (電話番号: 06-4301-3127)													
事業の概要	事業目的	<p><b>【事業目的】</b> こども相談センターの整備（建替え）を実施することで、施設基準を遵守するとともに、児童福祉司等の専門職員の増員を可能とし、一人ひとりのこどもの状況に応じた一時保護所の生活環境整備を行うことで、こどもの福祉向上を図る。</p> <p><b>【経過】</b> 国においては、平成23年に社会的養護の充実を図るため、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の改正により一時保護所の児童の居室面積を引き上げた。平成28年には児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正された。平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、「児童相談所・一時保護改革」が挙げられ、これを踏まえて発出された「一時保護ガイドライン」においては、原則として個別対応を可能とするような職員配置や環境整備、閉鎖的環境で保護する必要のない児童を開放的環境で保護することなどを求め、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアを提供することを求めている。</p> <p>また、全国的に児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっている中、昨年の東京都目黒区で発生した児童虐待事案をうけて策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」において更なる児童福祉司等の専門職員の増員による児童相談所の機能強化、本年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案」が可決されるなど、児童虐待防止対策の一層の強化が求められている。</p> <p>本市においても、児童相談所における相談受付件数及び児童虐待相談件数が引き続き増加しており、重点施策として中央区のこども相談センター（森ノ宮）1か所体制から、より迅速な意思決定や虐待通告に係る安全確認の効率化を行えるよう、市内に3箇所設けることとした。</p> <p>平成28年10月には、平野区のもと中央児童相談所を改修し、南部こども相談センターを開設した。また、東淀川区のもと西淡路小学校分校での（仮称）北部こども相談センターの新築工事を進めており、令和3年4月の開設を目指しているところである。</p> <p>現在のこども相談センター（森ノ宮）の一時保護所は改正前の児童福祉施設最低基準（一時保護所が準用。）に基づき整備されており、現行基準である居室面積や居室当たりの定員数を満たしておらず、一時保護ガイドラインで求められている児童の居室の個室化も現状では対応できない。また、法改正による児童福祉司等について平成30年度から令和8年に向けて計画的に増員する予定であるが、執務スペースや面接室など、将来的に不足が見込まれる。</p> <p><b>【上位計画等における位置づけ】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名等</th> <th>策定年度</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「大阪市における今後の児童虐待防止の取組について」（大阪市児童虐待防止体制強化会議とりまとめ）</td> <td>平成31年3月</td> <td>大阪市こども相談センターの建替えにより一時保護所の児童の生活環境改善を図るよう意見が出された。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【特別職による意思決定事項等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議名等</th> <th>決定年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地について」（戦略会議）</td> <td>平成31年1月23日</td> <td>大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地については決定</td> </tr> </tbody> </table>		計画名等	策定年度	位置付け	「大阪市における今後の児童虐待防止の取組について」（大阪市児童虐待防止体制強化会議とりまとめ）	平成31年3月	大阪市こども相談センターの建替えにより一時保護所の児童の生活環境改善を図るよう意見が出された。	会議名等	決定年月日	内容	「大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地について」（戦略会議）	平成31年1月23日	大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地については決定
		計画名等	策定年度	位置付け											
		「大阪市における今後の児童虐待防止の取組について」（大阪市児童虐待防止体制強化会議とりまとめ）	平成31年3月	大阪市こども相談センターの建替えにより一時保護所の児童の生活環境改善を図るよう意見が出された。											
		会議名等	決定年月日	内容											
		「大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地について」（戦略会議）	平成31年1月23日	大阪市こども相談センターの建替え及びその候補地については決定											
		事業内容	浪速区の「もと浪速青少年会館」に、こども相談センターを新築し、森ノ宮から移転・開設する。												
事業実施体制	本市が直営で整備し、運営する。														
	<p><b>【事業規模】</b> 管轄区域（此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区・住之江区・西成区） 児童相談件数（平成29年度） 11,493件</p> <p>敷地面積 約10,000㎡ 延床面積 約7,800㎡ (内訳：児童相談所部門約5,500㎡、教育相談部門約2,300㎡)</p>														

<p><b>事業規模</b></p>	<p><b>【事業費等】</b></p> <p>[総事業費] 4,612 百万円</p> <p>(事業費内訳)</p> <p>設計費 131 百万円</p> <p>建設費 3,480 百万円</p> <p>初期費用 87 百万円</p> <p>土壌汚染対策費等 914 百万円</p> <p>[維持管理費] 1,987 百万円／</p> <p>(財源内訳)</p> <p>国庫補助金 160 百万円</p> <p>起債 2,131 百万円</p> <p>一般財源 2,321 百万円</p> <p>(人件費・ランニングコスト等)</p>																																																
<p><b>事業スケジュール</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>こども相談センター建替</th> <th>北部こども相談セン</th> <th>南部こども相談センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年度</td> <td></td> <td>候補地を決定</td> <td>10月 開設</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td></td> <td>新築の基本設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>候補地を決定</td> <td>新築の実施設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>基本計画</td> <td>新築工事着手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>基本設計</td> <td>新築工事竣工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>実施設計</td> <td>4月 開設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>工事着手</td> <td></td> <td>増築の基本設計</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>工事竣工</td> <td></td> <td>増築の実施設計</td> </tr> <tr> <td>2024年度</td> <td>森ノ宮から移転・開設</td> <td></td> <td>増築工事着手</td> </tr> <tr> <td>2025年度</td> <td></td> <td></td> <td>増築工事竣工</td> </tr> <tr> <td>2026年度</td> <td></td> <td></td> <td>増築部分を使用開始</td> </tr> </tbody> </table>		こども相談センター建替	北部こども相談セン	南部こども相談センター	2016年度		候補地を決定	10月 開設	2017年度		新築の基本設計		2018年度	候補地を決定	新築の実施設計		2019年度	基本計画	新築工事着手		2020年度	基本設計	新築工事竣工		2021年度	実施設計	4月 開設		2022年度	工事着手		増築の基本設計	2023年度	工事竣工		増築の実施設計	2024年度	森ノ宮から移転・開設		増築工事着手	2025年度			増築工事竣工	2026年度			増築部分を使用開始
	こども相談センター建替	北部こども相談セン	南部こども相談センター																																														
2016年度		候補地を決定	10月 開設																																														
2017年度		新築の基本設計																																															
2018年度	候補地を決定	新築の実施設計																																															
2019年度	基本計画	新築工事着手																																															
2020年度	基本設計	新築工事竣工																																															
2021年度	実施設計	4月 開設																																															
2022年度	工事着手		増築の基本設計																																														
2023年度	工事竣工		増築の実施設計																																														
2024年度	森ノ宮から移転・開設		増築工事着手																																														
2025年度			増築工事竣工																																														
2026年度			増築部分を使用開始																																														
<p><b>(1) 事業の必要性</b></p>	<p>現在のこども相談センターは、昭和47年に建築された旧労働会館を改修して平成22年1月に開設しており、平成23年6月の児童福祉施設最低基準改正前の旧基準により一時保護所を整備したため、児童一人当たりの居室面積は狭くなっている。</p> <p>平成30年7月に厚生労働省から通知された一時保護ガイドラインでは、原則として個室対応を基本とするとされたことから、早急に児童の生活環境改善を図る必要がある。</p> <p>また、同ガイドラインでは開放的環境においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移す検討を行うことが求められている。</p> <p>平成28年児童福祉法改正及び平成30年に厚生労働省が新たに策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づき、専門職員の大幅な増員が必要となっており、現在のこども相談センターでは、面接室及び事務スペースが不足することとなるため、早急に施設を再整備する必要性が生じている。</p> <p>これらを満たすためには施設の再整備が必要であり、現センターの改修や現地建替えが考えられる。</p> <p>しかし、改修については、建物の各所に耐震壁が設けられており、設計上大きな制約があることから、一時保護所の個室化に向けた改修は困難である。</p> <p>また、現地建替えについては、敷地の地下には埋蔵文化財があるため、解体後の調査が必要であり、重要な文化財が発見された場合、史跡指定され建物が建てられなくなる可能性があるため、現地での建て替えも困難である。更に、改修又は現地建替えを行う場合、工事期間中、仮庁舎設置も必要となる。</p> <p>従って、現施設の改修や現地での建替えでは、最低基準やガイドライン等を満たした再整備が、事実上不可能であるため、別の場所にこども相談センターを建替え移転する必要がある。</p>																																																
<p><b>(2) 事業効果の妥当性</b></p>	<p>こども相談センターの建替え移転に伴う効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所に保護されている児童の環境改善 居室の個室化、家庭仕様の浴室・トイレの整備、リビングスペースの設置等により、家庭的環境のユニットケアを実現し、子どもに個別化された丁寧なケアを提供する。</li> <li>・児童の権利擁護のための開放型一時保護所の整備 閉鎖的な環境で過ごす必要のない児童については、開放型一時保護所を整備することにより、一時保護所から原籍校に通学できるなど行動の自由の制限を必要最小限とし、こどもの権利を擁護することができる。</li> <li>・児童福祉司及び児童心理司の増員による機能強化 児童福祉法改正に伴う児童福祉司等の増員に対応した面接室の増室や執務スペースの増床が可能となり、より丁寧な相談業務やより迅速な安全確認業務が円滑に実施することができる。</li> </ul>																																																

**【実施場所】**

こども相談センターの建替え移転先の候補地は、管轄の13区内にある本市未利用地の中から、交通機関の利便性が高く、十分な運動スペースがとれる敷地面積があることから、戦略会議において、もと浪速青少年会館を選定した。

**【施設規模】**

・延床面積

現センターは、北部こども相談センター開設時に管轄区を20区から13区に変更し、職員の再配置や定員数の見直しを行うため、職員室や学童居室面積などを減ずる要素があるが、児童福祉法改正や一時保護ガイドラインなどに基づく、職員の増員や学童居室の個室化やリビングルームを設置する増要素もあるため、延床面積については、施設・部屋ごとの必要面積を積み上げて積算した。

児童相談所については約3,300㎡、一時保護所については約1,900㎡を想定している。また、新たに設置する開放型一時保護所で300㎡を想定している。

教育相談部門については、建替え移転後も市全域を担当するため現在と同程度の施設規模(2,300㎡)での移転を想定している。

・敷地面積

建築面積として、新たに設置する開放型一時保護所300㎡を含め1,800㎡、既存の児童相談所を参考として、来庁舎駐車場等で280㎡、公用車駐車場・ゴミ庫等で500㎡、一時保護所グラウンドで370㎡、外構等で250㎡と想定し、合計で3,200㎡を想定している。

なお、当該地はJR環状線と関西本線の2路線に挟まれた変形地であり、線路との離隔距離が必要となるほか、西隣の小学校及び北側の売却予定地との緩衝地帯、北側道路に繋がる通路等が必要となるが、これらの部分は、通路や防音・目隠しのための緑地、予備の来庁舎駐車場、不登校児通所事業用のグラウンドや一時保護所の幼児の遊びスペースとして活用していく方針である。

延床面積	約7,800㎡	
(児童相談所部分)	約5,500㎡	
	(3,300㎡)	(相談部門)
	(1,900㎡)	(従来型一時保護所)
	(300㎡)	(開放型一時保護所)
(教育相談部門)	約2,300㎡	現在(森ノ宮)と同面積

敷地面積	約3,200㎡	
(建築面積)	1,800㎡	
	(1,500㎡)	(開放型一時保護所以外の部分、5階建てを想定)
	(300㎡)	(開放型一時保護所)
(来庁舎駐車場、駐輪場)	約280㎡	現在(森ノ宮)より4台減の8台を想定
(公用車駐車場、ゴミ庫等)	約500㎡	北部こ相の1.5倍と想定
(一時保護所グラウンド)	約370㎡	現在(森ノ宮)と同面積
(外構、緑地等)	約250㎡	北部こ相並みの敷地の約8%と想定

**【事業費】**

こども相談センターの建替え移転については、詳細積算前の基本計画段階である。

一方、整備を進めている(仮称)北部こども相談センターは実施設計を終え、建設費の概算額を算出し、建設準備を進めているところであり、この北部こども相談センターの建設単価を用いて44.6万円/㎡を積算単価としている。

総事業費は土壌汚染対策費等を含んで約46億円を見込んでいる。

なお、土壌汚染対策費等はできるだけ低廉な工法を採用し、コストの縮減に努める。

単位：千円

設計費	131,005	北部こ相の設計単価を用いて試算
工事費	3,479,621	北部こ相の建設単価を用いて試算
初期費用	87,025	平成22年のこ相移転時の引越代や備品購入費等の移転費用及び南部こ相開設時のコンピューターシステム改修費を計上
土壌汚染対策費及び既存建築物解体費等	913,611	土壌汚染対策費及び北部こ相の既存建築物解体費を用いて解体費を計上
総事業費	4,611,262	

(3) 事業費等の妥当性

こども相談センターの運営は、こどもの福祉向上を図るための本市の重要施策として継続していく。

維持管理費について

人件費は、こども青少年局の職員一人当たり単価7,287千円（H30決算見込み額）に児童福祉法の児童福祉司等の配置基準等に基づき算出した職員数（200人）に基づき算定している。

維持運営費は、北部こども相談センター開設時に管轄区を20区から13区に変更するため、職員及び非常勤職員の再配置等を行うが、体制強化に伴い、建替え移転時（令和6年度）の本務職員数は平成30年度の177人から23人増員し200人となる見込みであり、非常勤職員についても同率（1割程度）の増員を見込んでいる。

積算は現センターの平成30年度決算見込み額から、職員数等の増員による消耗品費や通信運搬費などの増要素と、建物の延床面積が減少することによる光熱水費や清掃委託費などの減要素をそれぞれ反映し積算としている。

なお、維持管理費は、建替え移転時（2024年度）に向け改めて精査する。

（単位：千円）

	見込額	積算（平成30年度決算見込み額を元に増減要素を反映）
人件費	1,457,400	児童福祉法の児童福祉司等の配置基準等に基づき算定（@7,287千円×200名）
維持運営費	529,000	非常勤職員報酬：238,000千円（1割程度の増を想定） 運営費：291,000千円 ・増要素：職員の増加に伴う消耗品費などの増 ・減要素：延床面積減少等に伴う光熱水費や清掃費の減
総計	1,986,400	

(4) 事業の継続性

安全対策

・敷地の隣に小学校があることから、工事期間中については、工事車両出入口においてガードマンを配置して安全確保を図る。

環境に配慮した設備

- ・LED照明の設置
- ・間伐材の使用

(5) 安全・環境への配慮

環境への影響と対策

- ・施設の性格上、環境に影響を及ぼすものではないことから、騒音・振動や大気・環境等に与える影響は極めて少ないと考えられる。また、施設整備時の騒音・振動や砂埃など、可能な限り抑制する手法の導入を検討する。
- ・工事期間中は、騒音対策や工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。
- ・もと浪速青少年会館を候補地として決定後、地元の連合振興町会会長に説明を行っており、今後も、既設建築物の解体工事着手時や新築工事着手時などに、随時、説明を実施する予定である。

(6) PPP/PFI手法等、事業の整備・運営手法の検討状況

- ・児童相談所は、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待に関しては一時保護や措置といった強力な行政権限を行使するため、運営を民間事業者に託すことはできない。
- ・児童相談所の設備整備については、最低基準や運営指針、一時保護ガイドライン等に基づいて行う必要があり、設計や建築の部分で民間事業者の裁量の余地は小さい。
- ・一時保護所を併設した単独の児童相談所のPFI事例は他都市でもなく、民間事業者がノウハウを蓄積していない。
- ・以上のことから、本事業においてはPFIを導入しないものとする。